

○金融庁告示第四十五号
アシュアド・ギャランティ・ユニシパル・
コープが日本における保険業を廃止したことに伴
い、保険業法（平成七年法律第百五号）第二百七
十三条第一項第一号の規定により同社の同法第百
八十五条第一項の外国損害保険業免許がその効力
を失ったので、同法第二百七十四条第四号の規定
に基づき告示する。

平成二十三年四月十八日

金融庁長官 三國谷勝範